

医師法第16条の10に基づく
国への意見申し出について

【今回協議】医師法第16条の10に基づく国への意見申し出について

医師法第16条の10

日本専門医機構が審査した医師の研修計画(=専門医制度に基づく来年度開始の専門研修プログラム)について、県は地域の医療提供体制に与える影響という観点で地域医療対策協議会の意見を聴いた上で、国へ意見を申し出

専門研修に関する協議について(R4.7.22付け厚労省より意見照会)

【意見事項①】 令和5年度専攻医募集におけるシーリング案(「特別地域連携プログラム」及び「子育て支援加算」)に関すること。

【意見事項②】 専門研修プログラムに関すること。

【確認事項①】 プログラムの連携施設の設定、ローテーション及び採用人数が県の偏在対策に配慮されたものであるか。

【確認事項②】 地域枠の従事要件に配慮された研修プログラムとなっているか。

【確認事項③】 小児科、精神科、外科、産婦人科、麻酔科及び救急科については、複数の基幹施設が置かれているか。

【確認事項④】 診療科別の定員配置が県内の医師確保対策や偏在対策に資するものになっているか。

資料
3

資料
5

確認・協議していただきたい事項

- 【確認事項①～④】について、県だけでなく協議会においても確認
- 国への申し出が求められている【意見事項①②】について、協議会において意見案(たたき台)を協議
- 国への申し出は、【意見事項①②】に限られていないため、その他の意見案(制度に関する要望等)についても協議

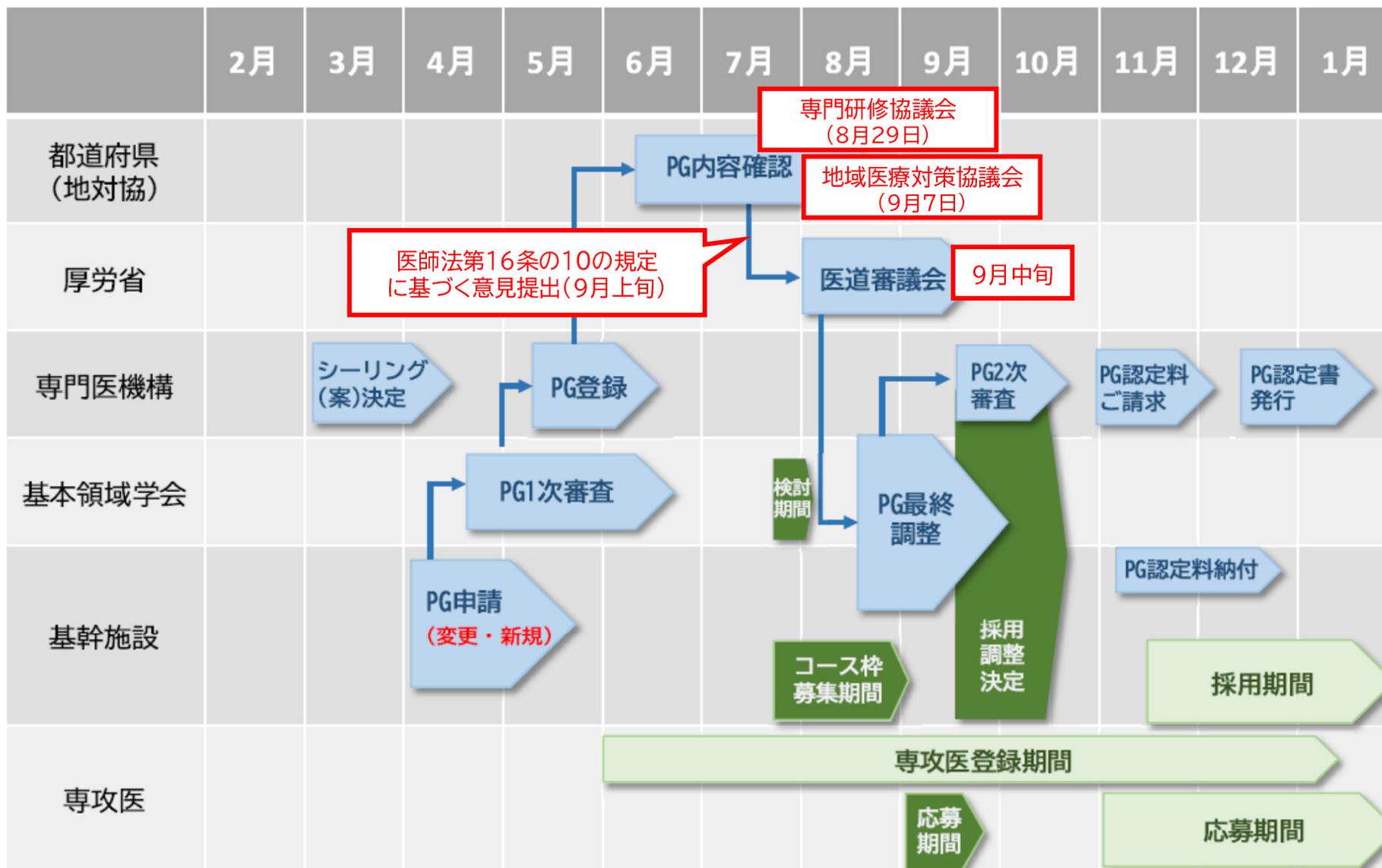
資料
6

本県では、事前に専門研修協議会(R4年3月設立)において確認・協議を行ったうえで、本協議会(地域医療対策協議会)において、意見を伺うこととしています。

令和5年度研修開始の専攻医募集等のスケジュール

一般社団法人日本専門医機構HP公表スケジュール

赤字は実際のスケジュール状況



※ PG (研修プログラム) の申請登録などは、研修プログラムシステムで取り扱う予定

臨床研究医
コース

通常専攻医応募